

平成 29 年 6 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

6 月 22 日

江 南 市 議 会 厚 生 文 教 委 員 会 会 議 録

平成29年6月22日〔木曜日〕午後1時10分開議

本日の会議に付した案件

議案第31号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第32号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第34号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

教育委員会事務局

の所管に属する歳入歳出

議案第37号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

の所管に属する歳入歳出

年度調査事項等について

行政視察調査日程について

行政視察の調査先及び調査項目について

今年度の当委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（7名）

委員長 藤岡和俊君 副委員長 東猴史紘君

委員 森ケイ子君 委員 河合正猛君

委員 鈴木貢君 委員 宮地友治君

委員 安部政徳君

欠席委員（0名）

委員外議員（4名）

議員 牧野圭佑君 議員 伊藤吉弘君

議員 尾関昭君 議員 中野裕二君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	栗本浩一君	議事課長	石黒稔通君
主任	前田裕地君		

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤田和延君
教育長	村良弘君
健康福祉部長	丹羽鉦貢君
教育部長	菱田幹生君
高齢者生きがい課長	倉知江理子君
高齢者生きがい課主幹	酒井博久君
高齢者生きがい課副主幹	栗本真由美君
子育て支援課長	鵜飼篤市君
子育て支援課指導保育士	大島里美君
子育て支援課主幹	向井由美子君
子育て支援課副主幹	長谷川崇君
子育て支援センター所長	納堂裕子君
福祉課長兼基幹相談支援センター長	貝瀬隆志君
福祉課主幹	平松幸夫君
健康づくり課長兼保健センター所長	平野勝庸君
健康づくり課主幹	中山英樹君
健康づくり課副主幹	青山啓子君
健康づくり課副主幹	長谷川真子君
保険年金課長	今枝直之君

保険年金課主幹	相 京 政 樹 君
保険年金課副主幹	藤 田 明 恵 君
教育課長兼少年センター所長	稲 田 剛 君
教育課管理指導主事	伊 藤 勝 治 君
教育課主幹	仙 田 隆 志 君
教育課主幹	中 村 雄 一 君
教育課副主幹	横 川 幸 哉 君
生涯学習課長	茶 原 健 二 君
生涯学習課統括幹兼体育施設長	伊 藤 健 司 君
生涯学習課主幹	可 児 孝 之 君
生涯学習課副主幹	大 矢 幸 弘 君
生涯学習課副主幹	宇佐見 裕 二 君

○委員長 こんにちは。

大分時間より早いですが、皆さんおそろいですので、ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

きのうは雨が降りまして、市内も多少出動ということもあったようですが、きょうはこの後、新体育館の視察も控えておりますので、ちょっと雨が心配されておりましたが、晴れてよかったと思っております。

委員の皆様、あと当局の皆様の協力をいただき、円滑に議事を進行してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、当局から挨拶をお願いいたします。

○市長 皆さん、こんにちは。

去る6月8日に6月定例会が開会されて以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件であります。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第31号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを初め4議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら委員協議会を開催いたします。

暫時休憩します。

午後 1 時10分 休 憩

午後 1 時15分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議事に入ります。

審査の順序については付託順により行います。

委員会での発言につきましては、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・

答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力をお願いいたします。

また、委員外議員の発言につきましては、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力をお願いいたします。

なお、主幹・副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、担当の議案以外のときは退席していただいても結構です。

議案第31号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長 最初に議案第31号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○子育て支援課長 議案書の19ページをお願いいたします。

平成29年議案第31号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

はねていただきまして、20ページをお願いいたします。

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきますので、21ページをお願いいたします。

条例（案）の新旧対照表でございます。

第8条は、幼稚園などの特定教育・保育施設が市の発行する支給認定証により、保護者の受給資格等の確認をする旨を規定したものでございます。子ども・子育て支援法施行規則の一部改正により、支給認定証を保護者から申請のあった場合のみ交付となったことに伴いまして、特定教育・保育施設の受給資格の確認は、支給認定証またはその内容がわかる通知により確かめることとするものでございます。

20ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくようお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

○森委員　今の説明で、支給認定証というのが今までは全員に発行されていたけれども、これからは保護者が申請をしたときだけ認定証を出せばいいというふうに聞き取ったんですけど、その後、改正案のほうでいきますと、支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則第7条第2項に規定する通知というふうにあります。

それで、この内容はどういうものなのか、認定証にはどういうものが記載されているのか、もし現物があれば、それを見させていただいたほうがわかりやすいんですけど。

〔資料呈示〕

○子育て支援課長　こちらが支給認定証というものになりますので、子ども・子育て支援法の施行規則の第7条第2項というものは、料金決定をした後、料金決定の通知というものを outs させていただきます。そちらのほうにあわせて、今回の支給認定証の内容を加えて通知するというところでございます。

○森委員　そうすると、特定教育というのは幼稚園、特定保育は保育園ということになるわけですけど、保育園などの、この認定証というのは、申請をした時点でオーケーになった場合には、今までは全員にこの支給認定証が outs されていたということですか。

- 子育て支援課長 そのとおりでございます。
- 森委員 新しい制度なもんですから、ちょっとよくわからないところがあって、済みません。
- 委員長 じゃあ、先にちょっと資料を配ってもらいます。

〔資料配付〕

- 委員長 では、今、配っていただいた資料の説明は要りますか、何か。
- 森委員 これを説明していただくと、私、聞きたいやつがわかります。済みません。
- 委員長 では、課長、資料の説明をお願いします。
- 子育て支援課長 支給認定証でございます。囲んであるところの一番上段のほうですが、認定区分ということになっておりまして、こちらは2号認定ということになっております。1号認定というのが保育の必要性のない保護者にされる認定でございます。2号認定、3号認定につきましては、保育の必要性のある保護者に認定証としてお渡しするものでありまして、2号が3歳以上、3号が3歳未満児の認定の内容となっております。

次の段が、保育の事由及び必要量となっております。この中では就労ということで、保育の必要な要件になります。その下が保育短時間ということになっておりますが、こちらでは保育標準時間、またはこちらの保育短時間ということになります。それで、1号認定の保育の必要性がない方に関しましては、こちらのほうが空欄となるものでございます。

それより下のほうが、支給認定証の番号、有効期間、あと児童のお名前と保護者のお名前ということになっております。

- 森委員 わかりました。初めて見させていただきました。

それで、第8条のこの最初の部分ですけど、特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合はという、これはどういう意味なんですか。これは施設がどういう場合にこういう、本人じゃないですよ、保育を受けている人ではなくて、保育施設がどこかから提供を求められるということですよね。

- 子育て支援課長 保護者が特定教育・保育施設に入所を希望した場合に、あらかじめ支給認定証の交付というものは受けておりますので、そちらのほ

うの施設のほうに提示するということになります。

○森委員　なかなか新しい制度で理解がしにくいんですけど、保育園に入りたいということで、申請をするのは江南市にするわけですね。江南市に申請をして、この認定証というか、さっき聞くと、これは認定証がなくても保育料金の決定の通知でもいいということになったわけですけど、それをどこへ出すんですかね。例えば藤里保育園に入りたいといたら、藤里保育園に入るときに求められた場合というのは、そういうことですか。それぞれの施設から求められた場合。

○子育て支援課長　流れといたしましては、保育園のほうを御希望されるということになりますと、支給認定申請書というものと保育所の申し込みということで書類をいただいております。それで、そちらを江南市に出していただいた後に、従来であれば、この支給認定証と、あと保育園の入所決定通知ということでお渡ししていたものですが、今後は支給認定証の保護者からの御希望があった場合のみ、こちらのほうをお渡しすると。

それで、こちらを希望されない方に関しましては、その後、保育料の決定通知というのをお出ししますので、その中にこの支給認定証の内容を加えて、あわせてお知らせするということになるというものでございます。

○森委員　ちょっとごめんなさい、これは、そうするとどこかの、例えば県などの査察というとあれですけど、監査とか、そういうような場合があったときの受給資格者の確認ということではなくて、本人が求められた場合、本人から求めた場合ということですか。施設はと書いてある。

○子育て支援課長　基本的には施設が求めた場合ということになるんですが、実際には江南市の保育園のほうは子育て支援課のほうで管理しておりますので、実際にはうちのほうで内容は当然確認できます。また、江南市内でありますと江南第二幼稚園ということになるんですが、そちらのほうも施設のほうで入所する方というのは把握しておりますので、実態的には、この支給認定証を確認のために提出するという事は、まずほとんどないようなことでございます。

[発言する者あり]

○子育て支援課長　そうでございます。

○委員長 ほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後 1 時 28 分 休 憩

午後 1 時 28 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

では、議案第31号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○健康福祉部長 済みません、先ほどお配りしました資料に、ここにちょっと番号が入っております、この番号だけもう一遍ちょっと消させていただきますので、済みません、回収させていただいて、また黒塗りにしてちょっとお渡ししたいと思っておりますが。

〔「いいわ、黒塗りにするから」と呼ぶ者あり〕

○健康福祉部長 いいですか、お願いします。

○委員長 要らない方はお返しただいて、要る方は番号のところを黒塗りにお願いいたします。

議案第32号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第32号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 議案第32号について御説明申し上げますので、議案書の22

ページをお願いいたします。

平成29年議案第32号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、国民健康保険事業の健全な運営を図るとともに低所得者の負担を軽減するため、課税限度額の引き上げ及び軽減対象者の拡大について、所要の整備を図る必要があるからでございます。

23ページをお願いいたします。

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で御説明申し上げますので、はねていただきまして、24ページをお願いいたします。

条例（案）の新旧対照表でございます。

第2条は、課税額について規定をしております、第2項は基礎課税額分の課税限度額を定めておりますが、これを「52万円」から「53万円」に1万円引き上げるよう改めるものでございます。

第3項は、後期高齢者支援金分の課税限度額を定めており、「17万円」から「18万円」に1万円引き上げるよう改めるものでございます。

第4項は、介護納付金分の課税限度額を定めておりまして、これを「13万円」から「16万円」に3万円引き上げるよう改めるものでございます。

25ページをお願いいたします。

第14条は、国民健康保険税の減額について規定したもので、減額の対象となる納税義務者に対しまして改正後の課税限度額を適用させることから、基礎課税額は53万円、後期高齢者支援金分は18万円、介護納付金分は16万円と課税限度額を改めるものでございます。

次に、第1号から第3号までは、それぞれ7割、5割、2割の軽減対象となる世帯の軽減基準について規定したのですが、第2号では、5割軽減の基準につきまして、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき乗すべき金額を「26万5,000円」から「27万円」に改めるものでございます。

第3号は、2割軽減の基準につきまして、被保険者及び特定同一世帯所属

者1人につき乗すべき金額を「48万円」から「49万円」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、23ページにお戻りいただきますようお願いいたします。
附則でございます。

第1項は施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項は適用区分で、第1項の規定による改正後の江南市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

なお、26ページに江南市国民健康保険運営協議会からの答申書の写しを資料として掲げてございますので、後ほどごらんください。

また、お手元に委員会審査資料を配付させていただいております。

左上に、議案第32号、委員会審査資料としたものでございますけれども、こちらで少し補足して御説明申し上げますので、お手元の資料をごらんいただきますようお願いいたします。

まず、一番上の1番の表につきましては、課税限度額の引き上げの改正内容をあらわしたものです。表の右側にありますのが、地方税法施行令に規定されております法定課税限度額でございます。合計で89万円とされております。表の左側が江南市の改正内容で、現状では江南市の課税限度額は合計で82万円と法定課税限度額より7万円下回っている状況でございます。

しかしながら、以前より愛知県から課税限度額を法定課税限度額まで引き上げるよう指導されておりますこと、また平成30年度から国民健康保険事業が市と県との共同運営になりますことから、平成30年度までに法定課税限度額まで引き上げることを考えております。今年度につきましては、激変緩和を考慮いたしまして、合計枠を5万円引き上げるものでございます。

次に、その下の2番の表につきましては、軽減措置を拡大する改正内容をあらわしたものです。国民健康保険に加入の世帯のうち、所得が一定の金額以下の世帯につきましては、地方税法及び地方税法施行令により均等割額及び世帯別平等割額を一定割合減額することとされております。その割合は加入者の人数・所得金額により7割、5割、2割に区分されますが、地方税法

施行令の改正に伴い、江南市におきましても、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定の基準につきまして、被保険者に乗すべき金額をそれぞれ現行「26万5,000円」から「27万円」に、「48万円」から「49万円」に引き上げるものでございます。

以上で議案第32号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河合委員　要するに激変緩和でとりあえず今回は5万円ということで、平成30年度には全部法定の89万円にするということですよ。

それで、今度から県と市の共同運営ということになるんですけど、今までの滞納分についてはどうなりますか。

○保険年金課長　今までの滞納分ということでございますけれども、徴収事務につきましては今後も市町村に委ねられますことから、滞納分につきましては、今まで同様に市のほうで徴収を担っていくということでございますので、よろしく願いいたします。

○森委員　今の質問ともちょっと関連があるんですけど、この運営協議会の意見の中に、法定限度額と比べると7万円の差が今生じていると。それで、これを、ここには具体的には書いてありませんけれども、今の説明でも広域化に向けて引き上げていくんだということなんですが、現瞬間ではこの7万円の差ですけれども、これが平成30年度にさらに引き上げられる可能性というのはあるわけですよ。そうすると、これが、今の限度額は、このきょういただいた資料でいくと、法定限度額は89万円ですから、来年はあと2万円の引き上げだというふうに思っていると、実際にはもっと上がる可能性というのはあるよということですよ。

○保険年金課長　平成29年度の法定課税限度額の引き上げ自体は見送られましたので、現行、今7万円の差でございますけれども、森委員がおっしゃられるように、平成30年度に引き上げられることも十分予想されますことから、今回は激変を緩和することを考えて5万円を引き上げるという改正をしていきたいと考えておるものでございます。

○森委員　　それで、本会議での質疑もあってちょっとダブってしまうかと思うんですけども、特に介護納付金の部分については一気に3万円の引き上げが行われて、今の法定と同じ金額になるんですけども、介護納付金分を納めているのは40歳以上ということになるわけですけども、これを一気に3万円引き上げた理由というのは何なんですか。

○保険年金課長　　限度額を超過している世帯の割合で考えまして、医療分が現在1.60%、それから支援分が1.83%、介護分が2.53%、今、全被世帯数に比べまして超過している割合になっております。このおのおのの割合がなるべく等しくなるよう配慮しましたことから、医療分が1万円、支援分も1万円、介護分は3万円としたものでございます。

○森委員　　そうすると、改正後はどういうふうになるんですか。

○保険年金課長　　改正後の内訳につきましては、医療分が1.52%、支援分が1.65%、介護分が1.55%となる見込みでございます。

○森委員　　ただ、実際には一気に引き上げられる高齢者の部分、高齢者というか40歳以上ですけども、その部分がこれだけ引き上げられるというのは、もう少し平準化できないかなあというふうに思いますけれども。理由はわかりました。

これで限度額が82万円から87万円に引き上げられたことによる世帯のあれは、この本会議でもあったんですけど、これを超える世帯というのは、実際には例えば、今回87万円になるんですけど、計算上は90万円になるよ、100万円にもなるよというところもあるわけですよ、そういう意味での減額がされるわけですけど、その世帯はどのくらいになるんですか。

○保険年金課長　　平成28年度のデータによりますと、現在全てが課税限度額に到達している世帯、つまり年税額82万円となっている世帯は99世帯でございました。改正後の課税限度額の87万円に到達する世帯は、79世帯になるという試算結果でございます。

○森委員　　計算上87万円になる世帯がこういうことですよ。そうじゃないか。超えた世帯か。そうすると、今までの99世帯が、要するにさっき聞いた90万円とか100万円、計算上は100万円になる世帯だよということなんですね。わかりました、済みません。

○委員長　よろしいですか、回答は。

○森委員　はい。

それによって、増収となる部分というのはどのくらいですか。

○保険年金課長　平成28年度の状況で申し上げますと、改正後の課税限度額を超える限度額超過額の合計は、法定課税限度額の超過分を除きますと約415万円でございます。

○森委員　それから、逆に軽減する世帯ですけれども、均等割、平等割によって軽減する世帯と、それから軽減額はどのくらいになるのでしょうか。

○保険年金課長　これも平成28年度のデータによる推計でございますけれども、軽減の対象拡大によりまして、113世帯、全体の割合でいいますと0.8%ほどが影響を受けることになります。内訳としましては、2割軽減となる世帯が66世帯、2割軽減から5割軽減になる世帯が47世帯でございます。

影響額でございますけれども、軽減の対象拡大によりまして減収となる税額は192万円程度を見込んでいるものでございます。

○森委員　わかりました。

○委員長　ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。暫時休憩します。

午後1時45分　休　憩

午後1時45分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第32号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号　平成29年度江南市一般会計補正予算（第2号）

第1条　歳入歳出予算の補正のうち

教育委員会事務局
の所管に属する歳入歳出

○委員長 続いて、議案第34号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第2号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、教育委員会事務局の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、教育委員会事務局教育課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長兼少年センター所長 教育課所管の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

歳出につきまして御説明をさせていただきますので、議案書の52ページ、53ページをお願いいたします。

52ページ上段、10款1項1目教育支援費で16万円の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、右側53ページの説明欄をお願いいたします。

研究指定校調査研究事業といたしまして、愛知県教育委員会が行う道德教育の抜本的改善・充実に係る支援事業の中で、布袋中学校が研究実践校として効果的な道德教育の指導のあり方について研究を行うものでございます。この事業費は全額県からの委託金を充当してまいります。

続きまして、52ページ中段、10款2項1目小学校費で136万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、右側53ページの説明欄をお願いいたします。

就学援助事業の要保護・準要保護児童就学援助費につきまして、国の平成29年度要保護児童生徒援助費補助金予算単価のうち、新入学児童生徒学用品費が増額されたことに伴いまして、江南市においても支給額を増額するため補正予算をお願いするものでございます。

続きまして、1ページはねていただきまして、54ページ、55ページをお願いいたします。

54ページ上段の10款3項1目中学校費で、269万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、右側55ページの説明欄をお願いいたします。

小学校と同様に、国の平成29年度要保護児童生徒援助費補助金予算単価のうち、新入学児童生徒学用品費が増額されたことに伴いまして、江南市においても支給額を増額するため補正予算をお願いするものでございます。

続きまして、その下でございます。学校施設管理事業の宮田中学校の防球ネット設置工事費につきまして、一般管理费率改訂への対応としまして、不足する工事費につきまして補正予算をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○河合委員　ちょっと1点だけ、55ページの宮田中学校の、去年説明を受けたと思ったんですけど、防球ネットってどこへ設置するんだったね。

○教育課長兼少年センター所長　場所は野球部が実際活動する野球のバックネット裏のことでございます。場所としましては団地寄りのところの道路沿い、野球グラウンドのあたりでございます。

○河合委員　高さはどれぐらい。

○教育課長兼少年センター所長　高さでございますが、今現在、防球ネットの高さが宮田中学校の場合は7メートルほどしかございません。ほかの学校なんかは十四、五メートルありますので、それと同じように宮田中学校も14メートルの高さまでかさ上げする予定でございます。

○河合委員　はい、わかりました。

○委員長　ほかに。

○鈴木委員　この就学援助事業、これは小学校・中学校と双方あるんですが、今回ふえるということで、これは大変結構なことだと思うんですが、対象児童数というんですか、まずその件、どれぐらいの支援をされている方が見えるのかなあとということと、それから具体的に、ちょっと私も不勉強で恐縮なんですけど、どういったものの費用を大体考えられているのかなあと、その中身についてちょっとお尋ねしたいと思っております。

○教育課長兼少年センター所長　　まず人数でございますが、小学校につきましては予算上68人、中学校は86人でございます。ただし、補正予算を上げました後に、学校から申請書の届いたのがちょっとおくれた方が数名いまして、実際には小学校では72人、中学校では87人今のところ支給する予定でございます。

　あともう一点、内容でございますが、内容は新入学に当たりまして必要となるものということでございまして、例えば制服ですとか、かばんですとか、新しい教材ですとか、体操服ですとか、そういったものが想定されます。

○鈴木委員　　これは入学に際しての、今、伺ってございまして、援助をしていくという格好だと思いますけれども、支給の方法だとか、あるいは支給の期日、いつごろ予定をされているのか、あるいはこれは今お聞きしたように、来年度を想定されるということでございますので、またある程度数字の変動も出てくるかとは思いますが、そんなことの対応も含めて、確認の意味でちょっと教えてください。

○教育課長兼少年センター所長　　支給の方法でございますけれど、今現在の流れで申しますと、4月入学後に就学援助費の申請書を保護者に配付をいたしまして、そして4月中に御申請をいただいた方に対して支給をする予定でございます。支給日に関しましては、今年度のことで言いますと6月23日に支給の予定でございます。

○委員長　　支給方法も聞かれたので、振り込みなのか手渡しなのかとか。

○教育課長兼少年センター所長　　支給方法は口座振替でございます。保護者の指定された口座に振り込みをする予定でございます。

○鈴木委員　　理解がちょっと私、これ6月でしたが、これはことしということでしょう。ということは、さかのぼってということやね。そういうことですな。

○教育課長兼少年センター所長　　はい、おっしゃるとおりです。ことしに限りましては、今年度はこの4月に入学された方に対して6月に支給するというところでございます。

○鈴木委員　　わかりました。

　本来、入学ということになってくると3月だとか2月だとかというのが順

当だと思いますが、これは例年、従来からもあった制度でございますので、確認の意味で、来年度に対する支給に対してはどのような対応になるんでしょうか、これは例年も含めてですが、ちょっと教えてください。

○教育課長兼少年センター所長　平成30年度入学予定の児童・生徒につきましては、今現在、以前に一般質問などでもちょっと答弁をさせてもらいましたけれど、2月下旬もしくは3月上旬に支給できるように課題を整理しております。年度内に支給できるように現在準備を進めております。

○鈴木委員　そうすると、今回の予算というのは、もしそのことを前提とするならば、そういった生徒数も含まれているというふうに理解してよろしいですか。だって、そうでしょう。

○教育課長兼少年センター所長　今回の補正予算につきましては、まず増額分だけのことで、早期、例えば2月、3月に支給することになりましたら、また改めて補正予算を上げさせてもらいましてお願いする予定でございます。

○鈴木委員　わかりました。

　　ということは、過去は2月、3月に支給されていなかったということやね。

○教育課長兼少年センター所長　はい、おっしゃるとおりです。

○鈴木委員　多分、私もそのようなことを以前、議会かどこかで聞いたことがあったと思いましたので、今回この予算というのが、先年度というか、もう既に終わっている支給対象も含めて、それからまた来年度も含めてかなということは今確認を差し上げたかったものですから。わかりました。ぜひとも来年度分に関しては、2月、3月に支給できるような、やっぱりタイミングに合ったような支給を心がけていただけるということを要望しまして、この質問を終わります。ありがとうございました。

○森委員　ちょっと今の答弁、理解できなかったんだけど、今度のこの補正予算というのは、補正予算は増額分の補正予算ですけど、実際に支給されるのは、ことしの、平成29年度に入学をした子供に、従来は、例えば小学校は2万4,070円だったものが4万600円支払われるということでしょう。

○教育課長兼少年センター所長　はい、おっしゃるとおりです。

○森委員　そうだよね。ふえた分だけということではなくて、全額4万600円ということですよ。

それで、実際には、約倍に引き上げられて、ありがたいことではあるんですけども、実際には、特に中学校の場合はほとんどの学校が制服もかばんも靴も全部指定されちゃいますよね。だから、今ふだん使っているようなもので、体操着なんかも、使うというよりは全部指定されたものでいかないといけないということになると、これでは全く足りないんじゃないかと思うんですけど、実際にどのくらいかかるかという調査ってされたことありますか。

○教育課長兼少年センター所長　申しわけありません、実際にどれくらいかかっているかというのはちょっと調査をしたことはございません。

○森委員　実際には、制服だけでもこのくらいかかってきちゃう、4万円まではいかないかもしれないけれども、制服とかばん、靴、そういうものをそろえるだけで本当に大変なお金がかかるので、これは国の基準でこのとおりなんですけれども、さらに引き上げを求めていきたいと思いますが、今の答弁で、平成30年度についてはとにかく2月、3月に支給できるようにしていきたいということですので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それで、研究指定校のほうの関係ですけど、16万円ですから、実際にどういうことがされるのかなあとということで、使われる内容でいくと、講師謝礼が一番金額的には大きいものになりますが、どういう形でやられるんでしょうか、一回だけの講演というような形なのか、もう少し、常時来て研修をされるのか、その辺のところはどうでしょうか。

○教育課管理指導主事　年間を通して企画しておりまして、2人の方の講師を今予定しておりますけれども、1人の講師の方は3回予定しております。もう一人の講師の方は、8月ですけれども、布袋中学校区の小・中学校を連携として、現職教育で道徳を行っていくという形にしております。以上です。

○森委員　そうすると、8月は布袋中学校と布袋小学校と布袋北小学校と。これ3つの学校で講演をされるんですか。

○教育課管理指導主事　はい、おっしゃるとおりでございます。

○森委員　それは先生を中心なんですか、保護者もですか。

○教育課管理指導主事　先生で行っております。

○森委員　わかりました。

本会議の一般質問でもあったんですけど、実際に来年度から教科という形

で道徳教育が盛り込まれていくということになります。それで、その新しい、新年度に向けて今回やるということだと思えるんですけども、実際に今3回の講演というんですか、研修があるということだったわけですけど、あとはどういふことがこの間やられて、例えば新しい教科書などを使ってこれが行われていくのかどうか。

○教育課管理指導主事　新しい教科書のほうはまだ決まっておりませんので、今の道徳の教材を使いまして、1年を通して新しい道徳教科の実施に向けて、さらによりよい授業をつくっていくというか、方針としては、考える道徳、議論する道徳ということを出ておりますので、その実践に向けてやっていくという形になると思います。

○森委員　ちなみにこの2人の外部講師の方というのは、どういうところの方なんですか。

○教育課管理指導主事　今2人の講師の先生を予定しているのは、元幼稚園の園長の先生、もう一人は元教員の先生を予定しております。

○森委員　これは、そうするとあくまでも先生を対象にした研究指定校ということで、直接子供を対象にした授業で、全学年の子供たちを対象にしてこういうことをやられるということとはちょっと違うんでしょうか。

○教育課管理指導主事　1年を通して布袋中学校の生徒をもとに道徳の実践を行って行って、やはり新しい道徳というところで実践を行っていきますので、生徒に対してアンケートとか調査をしながらよりよい授業を目指していかなければいけませんので、それを振り返りとして、よりよい授業を目指していくという形になると思います。

○森委員　はい、わかりました。

○委員長　ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑もないようですので、続いて生涯学習課について審査をいたします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課長　生涯学習課所管の補正予算につきまして御説明申し上げますので、議案書の54ページ、55ページをお願いいたします。

54ページの中段、10款4項2目文化交流費で、補正予算額は1,510万1,000円でございます。

内容につきましては、55ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

市民文化会館管理運営事業でございますが、特定建築物定期調査等委託料として123万2,000円をお願いするものでございます。

平成29年3月に愛知県から、平成28年6月1日から施行された改正建築基準法に伴い、市民文化会館が同法第12条第1項の建築物定期調査報告の対象施設となる旨の通知がありました。専門技術者による建築物等の調査・検査をし、平成29年11月30日までに報告書を提出する必要があるため、補正予算をお願いするものでございます。

その下の非常用電源装置更新工事につきましては、一般管理費率改訂への対応として、不足する工事費について補正予算をお願いするものでございます。

その下の国指定重要文化財「曼陀羅寺正堂」保存修理補助事業は、戦略プロジェクト事業として1,327万5,000円の補正予算をお願いするものでございます。

事業内容につきましては、江南市文化財保護補助金交付要綱に基づき、曼陀羅寺正堂の保存修理事業に対し補助金を交付するものでございます。この事業は平成28年度より実施しており、平成30年度までの予定でございます。

説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河合委員　曼陀羅寺正堂の総事業費は幾らなのか、そしてついでに言っておきます。負担率、国・県・市・所有者、パーセントと金額を教えてください。

○生涯学習課長　総事業費につきましては3億3,488万8,000円が総事業費となります。

それで、国・県・市・所有者の負担割合でございますが、国のほうが負担率が75%で2億5,116万6,000円、県のほうが7%になりまして2,344万1,000

円、市のほうが7.5%になりまして2,511万7,000円、所有者の負担が10.5%になりまして3,516万4,000円でございます。

○河合委員 わかりました。

次に、文化会館の、先ほど改正になったとって今度調査をされますよね、市民文化会館。どういった内容の調査をするの。耐震ではないよね、何の調査をするの、定期調査というのは、内容。

○生涯学習課長 調査項目でございますが、大きく分けて建築物と建築設備の2つがございます。建築物については3年に1回の報告と、建築設備については毎年の報告となっております。

それで、まず建築物につきましては、まず敷地といたしまして、敷地の地盤の状況、傾斜や排水、あと建物の外部といたしまして、基礎、外壁、屋根等の損傷・劣化の状況、建物の内部といたしまして、内壁や床、天井等の損傷や劣化のぐあいでございます。また、建築設備につきましては、排気設備、排煙設備、非常用照明、防火設備等の設備が点検項目となっております。

○河合委員 そうしたら、これ、例えば建築物については3年に1度調査をして報告しないかん、設備については、毎年ということは、毎年調査しないかんということ。

○生涯学習課長 はい、そのとおりでございます。

○河合委員 何でそんなふうなの。

○生涯学習課長 建築基準法が改正されまして、よくホテルや雑居ビルなんかで火事なんか非常に多いというようなことを踏まえまして、国のほうが建築基準法を改正して、その辺をしっかりと、事故がないようにというようなことだと思われまして。

○河合委員 多分、人が入るからということだと思うんですけど、今度新体育館の場合はどうなりますか。これもやっぱり3年とか毎年やらないかんの。市役所はどうなりますか。いかんか、課が違うか。

○生涯学習課長 今、生涯学習課で把握しておるところで申し上げますと、すいとびあ江南は、もう以前から対象になっておったと。法改正前から対象になっておったというところがございます。布袋ふれあい会館は、今回の改正で、もう調査の報告のほうは終わっておるということなんです。図書館につき

ましては、来年度に報告義務が生じてくるというようなことになっていきます。あと体育館につきましては、当然対象になってくると思われま

○森委員　　今の特定建築物定期調査等委託料の関係ですけど、そうすると、収容人員というんですか、何人以上とか、そういうので3年に1遍とか毎年とか、そういうものは決まってくるんですか。

○生涯学習課長　　市民文化会館が対象となる集会所等で御説明申し上げますと、法改正前につきましては、3階以上または地階かつ客席の床面積が200平方メートル以上あるものということで、ここで「かつ」ということで、市民文化会館の当該利用に要する部分が3階ではないものですから、以前は対象ではなかったというようなことなんです。今回、法改正後では、3階以上または地階にあるか、客席の床面積が200平方メートル以上のいずれかに該当するというような、今度は「いずれか」に変わったものから、今回対象となったというようなものでございます。

○森委員　　今回どういうところに委託するんでしょうか、委託先。

○生涯学習課長　　委託先については、当然、入札によってくるんですが、考えられるところとしては一級建築士を持っておられる会社等になってこようかと思えます。

○鈴木委員　　私ちょっと勉強不足で叱られるかもしれませんが、先ほどの防球ネットのところでもあったんですけども、今回この市民文化会館運営管理事業の一般管理費率改訂の対応ということでの予算がされておるんですけども、これ多分、専門的なところだと、もう建築課のほうで全体的な話だと思ってるので恐縮なんですけど、今回こういう事業をやるということで、新たにこういったまた追加的な改訂の費用がかかるということで予算化されたということですよ、まず1点は。

○生涯学習課長　　工事の積算の根拠である、計算を出すもとなるんですが、愛知県の建築工事設計積算参考資料というようなものがございまして、それをもとに設計のほうをしていくんですが、その一般管理費率が上昇したというようなことでなっております。

○鈴木委員　　これをちょっと割り戻してみたら大体同じような比率であると思うんですが、今後こういった、教育関係とか、そういったところでこの事

業が出てくると、これは対象の、要するに予算化されたとき、こういう設計をされたときって、これは平成29年度の予算から発生しておるといふふうに考えてよろしいのでしょうか。要するに昨年度の予算からのそういう設計の中でのものなのかということも含めて、要するに、今後これは今回だけじゃなしに、また9月の補正、あるいは12月の補正でもこういったことが起き得るかということです。

○生涯学習課長　それは、愛知県のほうの設計の積算資料の改訂があれば、当然うちのほうも改訂を行いますし、改訂がなければそのままいくと。あくまで愛知県の積算参考資料……。

○鈴木委員　いやいや、違う違う。もうこれは改訂したからこうなったんであって、だから、要するに予算化されたときに、そういった改訂前の積算に基づいて予算化されていたわけですので、今回こういう一つの事業化をされたときにはその改訂分を上乗せしたということでしょう。だから、今後計画してあって、それが9月、12月に発生するかということを知っておるんですわ、そういうものがあるかということです。

〔発言する者あり〕

○鈴木委員　いやいや、だから、予算をする場合ね。

○生涯学習課長　今のところは予定はないと思います。

○鈴木委員　結構です。だから、そういうことであれば、というのは今後そういうものが既に設計済みであって、今後事業化したときにまたそういうことが、特に学校関係だとか、そういうのがもしあったらいかんかなあということちょっと。わかりました、了解です。ないということで、安心したというよりも、そういうもんだなあということで理解しましたので。了解です。

○委員長　ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　では、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後2時19分　休　憩

午後2時19分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第34号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 森委員 追加議案、これは順番にやっていくのかなあとと思って、これ一括で……。
- 委員長 今それを、一括でやっちゃおうかなあとと思って。それでよろしいですか、一括でやる方向で。
- 森委員 追加議案って、みんなちょこちょこちょこちょこだもん、1,000万円の使い先だけの話なんでさ。

議案第37号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

の所管に属する歳入歳出

- 委員長 続いて、議案第37号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第3号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課まとめて審査したいと思しますので、よろしく願いいたします。

では、当局からの補足説明がありましたらよろしく願いします。

- 高齢者生きがい課長 高齢者生きがい課所管の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、初めに歳入について説明をいたしますので、追加議案書の18、19ページをお願いいたします。

中段でございます。16款1項2目民生費寄附金、補正予算額140万6,000円のうち、1節社会福祉費寄附金で、高齢者生きがい課所管分が51万6,000円でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、2枚はねていただき、追加議案書の22、23ページ最上段をお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目高齢者福祉費で補正予算額は51万6,000円でございます。

内容につきましては、23ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

福祉センター管理運営事業で51万6,000円の補正をお願いするもので、これは老人福祉センターの機能回復訓練室にマッサージ器を1台、同じくロビーに血圧計を1台設置するものでございます。

なお、この事業費の増額分に対しましては、特定財源として全額社会福祉費寄附金が財源措置されるものでございます。

以上が、高齢者生きがい課所管の補足説明となっております。よろしくお願いいたします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 それでは、福祉課所管の補正予算について御説明を申し上げます。

歳出について御説明を申し上げますので、追加議案書の22ページ、23ページの中段をお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費で、補正予算額は51万9,000円でございます。

内容につきましては、23ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

わかくさ園管理運営事業で51万9,000円の補正をお願いするもので、母子通園施設わかくさ園の園庭に低年齢児用の滑り台を設置するものでございます。

なお、この事業費の財源につきましては、特定財源として全額松川昇次様からの寄附金を充当いたしますので、社会福祉費寄附金として歳入予算に計上しております。

福祉課の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○子育て支援課長 子育て支援課所管の補正予算について御説明させていただきます。

22ページ、23ページの下段をお願いいたします。

歳出でございます。

3款2項1目子育て支援費で、補正予算額は37万1,000円でございます。

内容につきましては、23ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

子育て支援センター事業は22万1,000円の補正をお願いするもので、移動式の授乳・おむつがえ用テント及びおむつがえ交換台などを整備し、赤ちゃん連れの親子が気軽に屋外イベントなどに参加できるよう環境整備を行うものでございます。

続きまして、その下の児童館活動事業は15万円の補正をお願いするもので、児童館5館に児童用図書を整備するものでございます。

なお、それぞれの事業費の増額に対しましては、特定財源として全額児童福祉費寄附金として歳入のほうに措置させていただいております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○森委員　福祉センターのマッサージ機と血圧計ですけど、ふれあい会館にも同じものが設置されるということですが、1つは、血圧計というのが高いなあというふうに一瞬思ったんですけど、どういうものを置かれるんですか。

○高齢者生きがい課長　主に医療機関等でも最近自動血圧計を導入していらっしゃる医療機関がふえてきておりますが、医療機器として取り扱われている自動血圧計を導入する予定でございます。イメージとしましては、以前、市役所の1階のところにも置いてございました、あのイメージの血圧計と思っていただければよろしいかと思えます。

○森委員　だから、あれするとプリントアウトされて、今あなたの血圧が幾つで脈拍が幾つでと出てくるものですよ。いや、高いんではないかということについてはどうでしょうか、こんなものなんですか本当に。

○高齢者生きがい課長　ただいまプリントアウトできるものというお話がございましたが、以前、市役所に置いてございました血圧計の主な故障の原因が、プリントアウトのときの紙がうまく出てこなくて、途中で紙詰まりを起こすというものが主な故障の原因でございましたので、今回はプリントアウ

トするものではないタイプのものというふうに考えております。

ただいま福祉センターでは看護師さんがいらっしゃるしまして、入浴前には体調をチェックということで血圧をはかっていただいておりますが、それを補足する意味で、まず御自分ではかっていただいてから、何か御心配があれば看護師さんのほうに相談していくというような利用の仕方でもあるのではないかとこのように思っております。

それで、高価なもの、ちょっと高いのではという質問でございましたが、いろいろ調べてみますと、医療機器を取り扱う業者からの購入は、およそこの程度ということになっておりましたので、よろしく願いいたします。

○森委員 いや、高いもんだから、今言われたように、看護師さんがいて、それを使って何かいろいろ指導されるのかなあと。そうすると故障とか、そういうことも余り起きないわけですけど、逆に言うと、看護師さんたちが持っているのはこういうやつだから、もっと安くできるわね。わかりました。

それともう一つ、マッサージ機なんですけど、特に福祉センターの場合、壊れるということが、利用されている人からいろいろあって、今までは古いから壊れやすいということもあったのかもしれないけれども、新しくなって機能もいろいろ向上して非常に皆さん喜ばれる反面、その辺の管理がきちんとされないと、またそういう故障とかが頻繁に起きるようになってはまずいかなあと思うんですけど、その辺の管理はどういうふうにされるのか。

○高齢者生きがい課長 調べましたところ、現在、福祉センターには既にマッサージ機が2台設置をされております。古いもので平成16年度、平成20年度以降にもう一台ということで合計今2台ございます。平成16年度購入のものにつきましては、もうそろそろ耐用年数もという時期に入ってきておりますので、それを補足する意味でも、今回もう一台新しいものを購入させていただくという予定でございます。

故障したときの対応につきましては、主にはローラー等の摩耗による取りかえや、コントローラーの修理等を今までも行ったということで聞いております。全て実費にての対応となっております。今までのものにつきましては、全て寄附で導入されているものということで伺っておりますが、修理費については福祉センター、社会福祉協議会のほうで対応をしてきたという経緯が

ございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ごめんなさい、もう一つ」と呼ぶ者あり〕

○森委員　子育て支援センターのこのテントですけど、おむつがえ用テントの大きさとか、今おむつの交換台は用意しますということだったんですけど、あとどういう設備が予定されているのか。例えば授乳ということになると、ミルクのお湯だとか、そういうものも必要なのか、それは自分で用意してくださいということなのかをちょっと。

○子育て支援課長　まず大きさのほうですけど、大きさは1.8メートル四方の大きさを予定しております。

あと、実際にテントのほかに、先ほどのおむつの交換台が1台と、授乳の椅子を1台、あと下に敷く授乳のはいはいクッションマットということで、そのテントの中に敷くわけですが、これが一応今回の整備するテントの内容になっております。

あと、ミルクのお湯ということなんですけど、こちらのほうは基本的にはポットのほうで対応するという事になっておりますが、電源等もありますので、そちらは適宜どこかで電気で沸かしてというようなことで考えております。

○森委員　そうすると基本的には1組だね、入れる、そこでできるのは。

○子育て支援課長　ちょっと実際にはわからないんですけど、お母さんがほかの方とバッチェングするようなことは避けたいということであれば、順番というような形になるかと思えます。

○鈴木委員　児童館活動、蔵書ですね、5掛ける3万円ですか、その件についてちょっとお尋ねですが、これは非常にいいことだなあと私は思うんですけど、現在の児童館での蔵書の状況についてと、それから、この金額を含めてどういった格好での蔵書をふやしていくのかなあという、ちょっとその件について、あらましがわかれば教えてください。

○子育て支援課長　現在、蔵書の数、冊数でございますが、多いところで2,500冊、交通児童遊園だと2,500冊ありまして、あとおおむね大体2,000冊というのがそれぞれの児童館の蔵書の冊数ということでございまして、現在、

児童館のほうの蔵書の更新ということに対しましては、予算のほうで、指定管理を行っている古知野児童館、藤ヶ丘につきましてはNPOのキッズサポートのほうで6万円程度ということで更新なりをしておる状況で、市営のほうの交通児童園、草井学供、古北学供につきましては1館当たり2万円ということで行っております。

あと、そのほか生涯学習課のほうで行っております子供読書活動予算ということで、それぞれ1館当たり2万2,000円ということで更新のほうを行っている状況でございまして、今回寄附のほうをいただいたものにつきましては1館3万円ということになっております。

実際、児童館の本のほうがちよっと日にやけたりとかして背表紙が随分、なっておりますので、その辺の更新で、今風にちよっとアレンジしてあるような昔からの物語とか、そういうものを子供が読みやすい、取り入れやすく読みやすいような本をちよっと更新していきたいなあというふうに考えております。

○鈴木委員　　大体聞きましたが、今言われたように本当に日やけした本が多くて、手にとるのもかわいそうだなあというような本になってきていますので。

ただ、今聞いて、各2,500冊なり2,000冊ぐらいの蔵書状況ですということで、これをふやすということではないわけですね。当然ふえるにこしたことはないんですが、問題は、書庫だとかスペースの問題もあるかと思いますが、そういった点はどうなんでしょうか、その件だけちよっと確認して終わりたいと思います。

○子育て支援課長　　やはり書棚に限りがありますので、基本的には先ほどの古くなった本の更新ということで、冊数を特別に今後ふやしていこうということは今のところ考えておりません。

○鈴木委員　　わかりました。

○委員長　　ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　では、これをもって質疑を終結したいと思います。

暫時休憩します。

午後 2 時 28 分 休 憩

午後 2 時 28 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第37号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で当委員会に付託されました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それではここで休憩をしたいと思いますのですが、どのぐらい必要、10分、15分。

〔「15分」と呼ぶ者あり〕

〔「そんなに長く要らない、10分だ10分」と呼ぶ者あり〕

○委員長 10分でいいですか。では10分の休憩で、45分の開始で、2時45分ぐらいにおいて集まりください、よろしくお願い致します。

では休憩します。

午後 2 時 30 分 休 憩

午後 2 時 50 分 開 議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

年度調査事項等について

○委員長 続きまして、年度調査事項等を協議していただきますので、まず、今年度当委員会の調査事項、視察調査日程及び視察調査先等を決めていただきたいと思います。

なお、昨年度までの厚生文教委員会の年度調査事項と視察調査先を一覧表にして手元に今お配りしてありますので、参考をお願いいたします。

まず、最初に年度調査事項を議題とします。

御意見はございませんでしょうか。

〔「例年どおりでいいよ」と呼ぶ者あり〕

- 森委員　　いいんですけど、ことし、委員協議会のほうにも出ていますが、国保が大きく変わるもんですから、その辺のところをちょっとしっかりと勉強していかなきゃいかなあという思いはあるんですけど。
- 委員長　　昨年度、平成28年度が、1. 子育て支援について、2. 介護保険・高齢者福祉について、3. 障害者福祉について、4. 健康・医療行政について、5. 教育行政について、6. その他、当委員会の所管する事項となっておりますので、これに加えるか、数字でふやすのではなくて項目でふやしますか。どうしますか、何かいい案がありましたらお願いしたいんですけど、今の国民健康保険を加えますかとか。
- 森委員　　医療行政といってもなかなか、健康づくりということではいろいろあるんですけど。健康・国保・行政についてとかなんとか。
- 河合委員　　平成24、25年度に国保をやっておるもんね、視察の調査を。
- 委員長　　視察のほうですか。

〔発言する者あり〕

- 委員長　　今、一緒に視察のほうで、平成24年度に国民健康保険税の財政状況についてということで三鷹市のほうに視察に行っておりますが。
- 河合委員　　その他、当委員会に所管する事項ということでは。
- 委員長　　そうすると、それ1項目で終わってしまうので。
いかがでしょうか、ほかに。このままでよろしいですか、平成28年度と同じで。

〔「平成28年度と同じでいいです」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　　では、平成28年度と同じとすることで御異議ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　　では、今年度の当委員会の調査事項は平成28年度と同じという形で決定いたしました。

また、ただいま決定いたしました事項に、その他、当委員会の所管する事項が6番目に加えて、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続調査として議長に申し出をしていきたいと思っております。

行政視察調査日程について

○委員長　　続きまして、行政視察調査日程を議題といたします。

日程案につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局　　お手元にございます厚生文教委員会行政調査一覧表をごらんください。

上段には、平成24年度から平成28年度までの厚生文教委員会が過去に視察をしました内容が記載されております。

なお、平成29年度の行政視察の日程（案）でございますが、A案としまして10月10日火曜日から10月13日金曜日、B案といたしまして10月17日火曜日から10月20日金曜日を日程案として掲げております。このどちらかの案で御調整いただきまして御協議いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

〔「B案でお願いします」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　ただいまの御意見。

○河合委員　　B案。

○委員長　　B案がよろしいですか。

ほか、皆さん。

〔「B案で結構です」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　B案で結構でしょうか。

○安部委員　　水防組合のほうで予定がある。

〔発言する者あり〕

○委員長　　暫時休憩します。

午後 2 時 56 分　　休　憩

午後 2 時 57 分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

まず何泊何日が、例年は2泊3日で大体やっておりますが、2泊3日でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　では、2泊3日で行うということとします。

行政視察の調査先及び調査項目について

○委員長　　続きますして、行政視察の調査先及び調査項目を先に。どこか、何かよい候補地等がありましたら、今まで過去5年間のところが載っておりますが。

○森委員　　関東方面が多いようですけど、この間ちょっと講演を聞いて、東京都荒川区ですけど、新しい図書館ができたということと、その図書館だけではなくて、読書、生まれたときからの読書習慣ということに力を入れて、子育て支援の中に絵本とか、そういうものを取り入れてやっておられるということで、もしそちらの方面でほかのところがうまくあれば、ぜひお願いしたいなと思います。

○委員長　　1つ森委員のほうから関東方面、特に1つは荒川区という提案がありました。ほかにも。今のところは……。

〔発言する者あり〕

○委員長　　そうですね。同じホテルに連泊して、そのホテルを中心に行けるところでということもちょっと考えていきたいなあと考えておりますが、よろしいでしょうか。あと、健康福祉・高齢者関係と教育関係で。

○鈴木委員　　そうやね、バランスよく。

〔「水防は入っておるか」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　水防組合の行事のほうは入っていましたでしょうか。

〔発言する者あり〕

○委員長　　暫時休憩します。

午後2時59分　　休　憩

午後3時00分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

では、B案のほうでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　それで、17日、18日、19日がよろしいですかね。相手先もちょっとありますので、視察受け入れ関係もありますので、B案のほうで、第1希

望が17日、18日、19日、第2希望が18日、19日、20日、そのあたりの2泊3日で、B案のうちの2泊3日で行いたいと思います。

では、その他のことは正・副委員長に一任していただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　よろしく願いいたします。

今年度の当委員会の研修会について

○委員長　　続きまして、今年度の委員会の研修会を議題といたします。

研修会の日程、テーマ、講師などについて御相談いたしたいと思います。

日程は、議会や会議、視察がないところでどうかと思いますが、また講師の都合もありますので、本日はまず研修テーマについて何か適切なテーマや講師を御存じでしたら御発言いただきたいと思いますが、特にありませんでしょうか。

〔発言する者あり〕

○委員長　　今、これも先ほどの休憩中に総務委員長のほうから井手教授、財政社会学という慶應義塾大学、これは研修のほうですけれども、これはちょっと済みません、資料はありません。たまたま今もらって、これを総務委員会で今考えているので、もしよかったら一緒に合同でやりませんかというのをちょっとちらっと、相乗りをしませんかという、そういうのも来たんですけども、またそれも含めて……。

〔発言する者あり〕

〔資料配付〕

○委員長　　よくテレビなんかに出ている慶應義塾大学の井手先生という方で、厚生文教関係の話もされるということなんですけど、それも一つの案という形で、また、その方以外でももちろん結構です。

それでは、何か意見がありましたら。

○森委員　　研修会の持ち方ですけど、この前もちょっと厚生文教委員会、前回のときにもちょっと考えたんですけど、というか皆さんにも諮ったんですけど、せっかくだから、議員だけではなくて、職員とか、あるいは関心のあ

る市民の皆さんも対象にしてやってはどうかと。

この間、春日井市で議会の防災対策というようなことであって、それは議員対象でしたけど、逆に江南市なんかにもお誘いがあって、私と何人かの人が行ったんですけど、やっぱり我々だけではなくて、そういう形で広く呼びかけてやったらいいかなあというふうに思いますけど。

○委員長　　今の森委員の御意見に対していかがでしょうか、特に。

今までも委員会の研修会で職員の方にはお呼びかけをしております。さらに市民の関心のある方に声をかけてという、そういうことでしょうか。

では、御異議はございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　では、そちらのほうも視野に入れて、研修会のほうも諮っていきたいと思います。

では、今の話につきましては、9月の委員会の折に皆様の御意見・御提案などを踏まえて新たに相談してまいりたいと思います。

市民と議会との意見交換会について

○委員長　　続きまして、市民と議会との意見交換会を議題とします。

この件につきましては、昨年度の議会改革特別委員会におきまして各常任委員会の開催場所と開催時期についてあらかじめ協議がされておきまして、先般5月臨時会の際に皆様から御意見を伺っておりましたので、その結果について御報告いたします。

まず、日時は7月29日土曜日、午前10時からで、場所は古知野北部地区学習等供用施設で開催いたします。

なお、意見交換会の開催に当たり、3委員会ともテーマを設けないとされております。

委員の皆様には当日午前9時に集合していただき、会場設営などの後、来場者の受け付けなどを行っていただく予定をしております。役割分担は、この前ちらっとありましたが、副委員長の東猴委員に司会をしていただいて、宮地委員に書記をしていただくという形でよろしかったでしょうかね。お願

いたします。あとは、始まりましたら、もう皆さんは並んでいただいて行っていきたくと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で委員会の議題は全て終了しました。

皆様の御協力により、無事に終えることができました。ありがとうございました。

以上で厚生文教委員会を閉会いたします。

午後 3 時08分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 藤岡和俊